

○共立蒲原総合病院組合職員の給与に関する条例

〔昭和32年10月22日
条例第3号〕

改正	昭和33年12月12日条例第6号	昭和34年5月17日条例第7号
	昭和34年10月26日条例第11号	昭和36年3月31日条例第14号
	昭和36年6月5日条例第16号	昭和37年2月14日条例第26号
	昭和37年3月12日条例第32号	昭和38年3月12日条例第38号
	昭和38年4月16日条例第39号	昭和39年3月12日条例第40号
	昭和40年3月29日条例第42号	昭和41年3月28日条例第44号
	昭和42年3月15日条例第51号	昭和43年7月17日条例第53号
	昭和44年8月12日条例第1号	昭和45年3月27日条例第2号
	昭和46年3月27日条例第2号	昭和47年3月28日条例第1号
	昭和47年12月25日条例第3号	昭和48年6月19日条例第2号
	昭和48年9月28日条例第9号	昭和48年12月24日条例第10号
	昭和49年6月25日条例第1号	昭和49年5月1日条例第2号
	昭和49年12月23日条例第4号	昭和50年12月23日条例第4号
	昭和51年3月18日条例第1号	昭和51年12月20日条例第3号
	昭和52年3月28日条例第1号	昭和52年12月24日条例第4号
	昭和53年12月23日条例第5号	昭和54年12月22日条例第7号
	昭和55年12月22日条例第11号	昭和56年12月25日条例第13号
	昭和57年3月23日条例第3号	昭和58年12月24日条例第6号
	昭和59年3月2日条例第2号	昭和59年6月28日条例第4号
	昭和59年12月22日条例第5号	昭和60年12月23日条例第2号
	昭和61年3月8日条例第1号	昭和61年7月2日条例第2号
	昭和61年12月23日条例第4号	昭和62年12月25日条例第4号
	昭和63年12月26日条例第5号	平成元年3月24日条例第3号
	平成元年12月25日条例第8号	平成2年12月25日条例第3号
	平成3年3月20日条例第3号	平成3年12月25日条例第6号
	平成4年12月25日条例第3号	平成5年6月28日条例第1号
	平成5年12月22日条例第5号	平成6年12月26日条例第3号
	平成7年6月28日条例第3号	平成7年12月25日条例第8号
	平成8年12月24日条例第4号	平成9年12月25日条例第2号
	平成10年12月24日条例第3号	平成11年12月27日条例第9号
	平成12年12月25日条例第1号	平成13年3月26日条例第5号
	平成13年12月25日条例第7号	平成14年3月25日条例第4号
	平成14年12月24日条例第8号	平成15年11月28日条例第3号
	平成17年6月22日条例第1号	平成17年11月22日条例第5号
	平成18年3月23日条例第1号	平成19年3月28日条例第3号
	平成19年11月22日条例第8号	平成20年3月24日条例第5号
	平成21年3月19日条例第5号	平成21年5月31日条例第7号
	平成21年11月20日条例第10号	平成22年11月26日条例第4号
	平成23年3月28日条例第1号	平成23年11月30日条例第4号
	平成24年3月27日条例第1号	平成26年11月25日条例第2号
	平成27年3月26日条例第1号	平成28年3月28日条例第1号
	平成28年9月6日条例第8号	平成28年11月22日条例第9号
	平成29年3月30日条例第1号	平成30年3月27日条例第1号
	平成31年3月26日条例第1号	令和元年9月5日条例第3号
	令和元年11月27日条例第4号	令和2年3月26日条例第1号

(この条例の目的及び効力)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）

第24条第5項の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

2 この条例は、法第25条第3項に規定する職階制に適合する給料表に関する計画が実施されるまでの間効力を有する。

(給料)

第2条 給料は、共立蒲原総合病院組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年共立蒲原総合病院条例第3号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、救急業務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、休日勤務手当及び災害派遣手当を除いたものとする。

2 宿舎、食事、制服その他生活に必要な施設等の全部又は一部が職員に支給される場合においては、別に条例で定めるところにより、その相当額をその職員の給料から控除する。

（給料表）

第3条 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 行政職給料表（別表第1）
- (2) 削除
- (3) 医療職給料表(1)（別表第3）
- (4) 医療職給料表(2)（別表第4）
- (5) 医療職給料表(3)（別表第5）

2 前項の給料表（以下単に「給料表」という。）は第23条の2に規定する職員以外のすべての職員に適用するものとする。

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類は別表第6のとおりとする。

（初任給、昇格、昇給の基準）

第4条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の職務の級及び号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定しなければならない。

2 職員の昇格（職員の職務の級を上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）は規則で定める基準に従い決定しなければならない。

3 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合等における号給は、規則の定めるところにより決定する。

4 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数

は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあっては、3号給）とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。

6 前項の規定にかかわらず、55歳（医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあっては、57歳）を超える職員を当該年齢に達した日の翌日以後の最初の4月1日以後に昇給させる場合における第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。ただし、管理者が必要と認めた職員については、前項中「4号給（医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあっては、3号給）」とあるのは、「2号給」と読み替えて、同項の規定を適用することができる。

7 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

8 昇給は、予算の範囲内で行われなければならない。

9 第4項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、規則で定める。

（再任用職員の給料月額）

第4条の2 法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

2 再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（復職時における給料月額の調整）

第4条の3 休職（地方公務員法第55条の2第1項ただし書の許可を受けた場合を含む。）又は休暇のため勤務しなかった職員が復職し、又は再び勤務するに至った

場合において他の職員との均衡上必要があると認めるときは、復職し、又は再び勤務するに至った日以後において、規則の定めるところにより、その者の給料月額を調整することができる。

(級別定数)

第4条の4 管理者は、組織に関する法令、条例、規則及び規程の趣旨に従い及び第3条の規定に基づく級別職務分類表に適合するように、かつ、予算の範囲内で職務の級の定数を認定し、又は改定することができる。

2 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、規則で定める基準に従い決定する。

(給料の支給方法)

第5条 給料は、毎月1回その月の21日に、その月の月額的全額を支給する。ただし、その日が休日、日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日とする。

第6条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、離職した公務員が即日職員となったときは、その翌日から支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

(給料の調整額)

第7条 任命権者は、給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が、同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないとき、その特殊性に基づいて規則の定めるところにより、給料の調整額を支給することができる。

2 前項の給料の調整額の額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

(管理職手当)

第8条 任命権者は、管理又は監督の地位にある職で、規則で定めるものについては、その特殊性に基づき、管理職手当を支給することができる。

(初任給調整手当)

第8条の2 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で、規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額100,000円を超えない範囲内の額を、採用の日から14年以内の期間、初任給調整手当として支給する。

2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し、必要な事項は、規則で定める。

(扶養手当)

第9条 扶養手当は、扶養親族のある全ての職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるもの（以下「医療職給料表(1)4級以上職員」という。）に対しては、支給しない。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第9条の2 新たに職員となった者に扶養親族（医療職給料表(1)4級以上職員にあ

っては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、医療職給料表(1)4級以上職員から医療職給料表(1)4級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（医療職給料表(1)4級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者のある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び医療職給料表(1)4級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（医療職給料表(1)4級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においては、その者が職員となった日、医療職給料表(1)4級以上職員から医療職給料表(1)4級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医療職給料表(1)4級以上職員以外の職員となった日、職員に扶養親族（医療職給料表(1)4級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日である時は、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、医療職給料表(1)4級以上職員以外の職員から医療職給料表(1)4級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医療職給料表(1)4級以上職員となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（医療職給料表(1)4級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出かかるものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日があるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときはその届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日で

あるときは、その日の属する月) から行うものとする。

- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
 - (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
 - (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（医療職給料表(1)4級以上職員にあっては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
 - (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある医療職給料表(1)4級以上職員が医療職給料表(1)4級以上職員以外の職員となった場合
 - (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で医療職給料表(1)4級以上職員以外のものが医療職給料表(1)4級以上職員となった場合
 - (5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

- 4 扶養手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

（地域手当）

第9条の3 職員には、地域手当を支給する。

- 2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の3（医療職給料表(1)の適用を受ける職員については100分の16）を乗じて得た額とする。

- 3 地域手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

（住居手当）

第9条の4 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（組合の設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。）に支給する。

- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額とする。

- (1) 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

(2) 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は規則で定める。

（通勤手当）

第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。ただし、職員が出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は、支給することができない。

(1) 通勤のため交通機関又は有料道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通用具で規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用して、その運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより、算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たり運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出す

る場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して管理者が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に管理者が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5km未満である職員	2,000円
イ 使用距離が片道5km以上10km未満である職員	4,200円
ウ 使用距離が片道10km以上15km未満である職員	7,100円
エ 使用距離が片道15km以上20km未満である職員	10,000円
オ 使用距離が片道20km以上25km未満である職員	12,900円
カ 使用距離が片道25km以上30km未満である職員	15,800円
キ 使用距離が片道30km以上35km未満である職員	18,700円
ク 使用距離が片道35km以上40km未満である職員	21,600円
ケ 使用距離が片道40km以上45km未満である職員	24,400円
コ 使用距離が片道45km以上50km未満である職員	26,200円
サ 使用距離が片道50km以上55km未満である職員	28,000円
シ 使用距離が片道55km以上60km未満である職員	29,800円
ス 使用距離が片道60km以上である職員	31,600円

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して、規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前項に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）第1号に掲げる額又は前号に定める額

- 3 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。
- 4 通勤手当を支給される職員につき、退職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれら事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

第10条の2 職員は、新たに前条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、規則の定めるところに従い、その通勤の実情をすみやかに管理者に届出なければならない。同項の職員が、次の各号の一に該当する場合においても同様とする。

(1) 任命権者を異にして異動した場合

(2) 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のための負担する運賃等の額に変更があった場合

2 職員は、前項第2号に掲げる変更により前条第1項の職場でなくなった場合には、前項の例により届け出なければならない。

3 通勤手当の支給は、職員に新たに前条第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においては、その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれの者が離職し、又は死亡した日の属する月、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終る。ただし、通勤手当の支給の開始については第1項の規定による届出が、これにかかる事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌日（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

4 通勤手当は、これを受けている職員に、その月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の月額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

5 通勤手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給日までに通勤手当にかかる事実が確認できない等で、その日において支給することができないときは、その日後において支給することができる。

6 前条及び本条に規定するもののほか、通勤手当の支給について必要な事項は規則で定める。

（特殊勤務手当）

第 1 1 条 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、別に条例で定める。

(給与の減額)

第 1 2 条 職員が勤務しないときは、次に掲げる場合を除き、その勤務しない1時間につき第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

- (1) 勤務時間条例第8条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間
- (2) 勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）である場合
- (3) 勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合
- (4) 休暇による場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、規則で定める場合

2 前項の規定による給与の減額は、減額すべき事実の生じた日の属する月の翌月の給料から順次行うものとする。ただし、退職、休暇等により、翌月に支給すべき給料のない場合における給料の減額は、減額すべき事実の生じた日の属する月の給料から行うものとし、給料から差し引いてなお残余の額があるとき、又は給料から差し引くことのできないときは、この条例に基づく未支給の給与から差し引くものとする。

(時間外勤務手当)

第 1 3 条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えて勤務した次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合はその割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務
- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 5 勤務時間条例第8条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全期間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
- 6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」と

する。

(休日勤務手当)

第14条 祝日法による休日等(勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定により毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日が勤務時間条例第4条及び第5条の規定による週休日に当たるときは、規則で定める日)及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

(夜間勤務手当)

第15条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の50を夜間勤務手当として支給する。

(宿日直手当)

第16条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき4,200円(入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあっては18,000円、救急の外来患者等に対処するための事務処理等のための宿日直勤務にあっては7,200円)を超えない範囲内において、規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、土曜日又はこれに相当する日に退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務にあっては、その額は5,700円(入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあっては27,000円、救急の外来患者等に対処するための事務処理等のための宿日直勤務にあっては10,200円)を超えない範囲内において規則で定める額とする。

2 前項の勤務は、前3条の勤務に含まれないものとする。

(救急業務手当)

第16条の2 職員に救急業務手当を支給することができる。

2 この手当の支給の方法は、業務の特殊性に基づき、別に規則に定めるところによる。

(管理職員特別勤務手当)

第16条の3 第8条の規定に基づく規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として規則で定める職員が臨時又は

緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（災害派遣手当）

第16条の4 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項に規定する職員で、住所又は居所を離れて共立蒲原総合病院に滞在することを要するものに支給する。

2 災害派遣手当の額は、1日につき、共立蒲原総合病院に滞在した期間及び利用施設の区分に応じ、次の表に掲げる額とする。

利用施設の区分	公用の施設又はこれに準ずる施設	その他の施設
共立蒲原総合病院に滞在した期間		
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え、60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

3 前2項に規定するもののほか、災害派遣手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（再任用職員についての適用除外）

第16条の5 第8条の2、第9条、第9条の2及び第9条の4の規定は、再任用職員には適用しない。

(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)

第17条 第13条から第15条までの規定は、第8条第1項に規定する職員には適用しない。

(期末手当)

第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下本条から第18条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日(これらの日が日曜日に当たるときはそれぞれの前々日とし、これらの日が土曜日に当たるときはそれぞれの前日とする。以下これらについて規定している場合において同じ。次条及び第18条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第22条第5項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合に応じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」とする。

4 第2項の期末手当の基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 各給料表の適用を受ける職員で、職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して当該各給料表につき規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

(期末手当の支給制限)

第18条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわ

らず、当該各号の基準日に係わる期末手当（第4項に掲げる者にあつては、その支給を一時差止し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間の地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁固以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられたもの
（期末手当支給の一時差し止め）

第18条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁固以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続きによるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する住民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取り消しを申し立てることができる。

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処されなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 前各号に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

(勤勉手当)

第19条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下本条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、6月30日及び12月10日にそれぞれ支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が管理者の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者の所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）

において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第18条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第19条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第18条の2中「前条第1項」とあるのは「第19条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第19条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第19条第1項に規定する勤勉手当を支給する日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第20条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じて、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。ただし、初任給調整手当及び特殊勤務手当（規則で定めるものに限る。）の支給対象となる場合における職員の時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の算出の基礎となる勤務1時間当たりの給与額は、本文の規定により計算した額に、規則で定める額を加算した額とする。

（管理職手当等の支給方法）

第21条 管理職手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法は規則で定める。

（休職者の給与）

第22条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができ

る。

- 3 職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまで、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が共立蒲原総合病院組合職員の分限に関する条例（昭和36年共立蒲原総合病院組合条例第21号。以下「分限条例」という。）で定める事由のいずれかに該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
- 6 法第28条第2項の規定又は分限条例第2条の規定により休職にされた職員には、前各項に規定する給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第18条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、その支給日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第18条の2及び第18条の3の規定を準用する。この場合において、第18条の2中「前条第1項」とあるのは、「第22条第7項」と読み替えるものとする。

（専従休職者の給与）

第23条 地方公務員法第55条の2第1項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

（会計年度任用職員の給与）

第23条の2 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例で定める。

（委任）

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和32年4月1日から適用する。

(給料の切替及びその切替に伴う措置)

- 2 昭和32年4月1日(以下「切替日」という。)において切替えられる職員の給料月額(以下「切替給料月額」という。)は、この条例施行前における組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の適用により、同年3月31日においてその者が受けていた給料月額(以下「旧給料月額」という。)に対応する附則別表の切替表(以下「切替表」という。)に掲げる新給料月額に対応する給料表(その者がこの条例の施行に伴い切替日において適用を受けることとなった改正後の組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の別表に掲げる給料表をいう。)に定めるその者の属する職務の等級の号給とし、その者の属する職務の等級に、新給料と同じ額の号給がないときは、その額とする。
- 3 旧給料月額が、切替日の期間の定めのある旧給料月額である職員のうち、附則第5項の規定により切替給料月額を受ける期間に通算される期間が切替表に定める期間に達しない者については、前項に規定にかかわらず、切替表の旧給料月額に相当する額の直近上位の額(その額が、切替表の旧給料月額の欄におけるその者の旧給料月額に相当する額の直近下位の額に対応する新給料月額に達しない額であるときは、その新給料月額)をその者の切替給料月額とする。
- 4 前項に規定により、切替給料月額を決定された職員については、その者の切替給料月額を受ける期間(附則第5項の規定により通算される期間を含む。)が昭和32年7月1日までにその者の給料月額について、切替表に定める期間に達することとなる者にあつては、同年同月同日を、その他の者にあつては、同年10月1日をそれぞれの切替日とみなし、その者の旧給料月額を基礎として、附則第2項の規定を適用し、その日におけるその者の給料月額を決定するものとする。
- 5 改正後の条例第4条第5項及び第7項の規定の適用については、切替日の前日における給料月額を受けていた期間に3月(切替日の前日における給料月額を受けていた期間に3月未満である職員で管理者が定めるものについては6月)を加えた期間を、切替給料月額を受ける期間に通算する。
- 6 前項の場合において、切替表に期間の定めのある旧給料月額を基礎として、附則第2項の規定に基づき切替給料月額を決定された者については、前項の規定により切替給料月額を受ける期間に通算される期間から、その者の給料月額について切替表に定める期間を減じて通算する。
- 7 前2項の規定により、切替給料月額を受ける期間に通算される期間が、職員の切替給料月額について、給料表に掲げる昇給期間を超える場合においては、その者の切替後における最初の昇給について、改正後の条例第4条第5項に規定する

昇給期間をその超える部分に相当する期間短縮する。

- 8 昭和26年1月1日から切替日の前日までの間において、改正前の条例第4条の規定により昇給した職員で、他の職員との均衡上特に必要があると認められるものについては、管理者が定めるところにより、その者の切替日（附則第4項の規定により給料月額が決定される職員については、同項の規定により切替日とみなされる日）以降における昇給について、改正後の条例第4条第5項又は第7項に規定する昇給期間を短縮することができる。
- 9 附則第2項又は附則第4項の規定により決定された給料月額が、その者の属する職務の等級の最低の号給に達しない職員の当該号給に達するまでの昇給については規則で定めるところによる。
- 10 附則第2項、附則第3項及び附則第5項の規定の適用については、改正前の条例の適用により職員が切替日の前日において受けていた給料月額は改正前の条例及びこれに基づく命令に従って定められたものでなければならない。
- 11 附則第2項から前項までに定めるほか、この条例の施行に伴う職員の給料の切替に関し必要な事項は規則で定める。
（給与の内払）
- 12 この条例の施行前に改正前の条例の規定に基づいて、すでに職員に支払われた切替日以降、この条例による公布の前日までの期間に係る給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
- 13 従前の組合職員の給与に関する条例は、この条例施行とともにその効力を失う。
（平成27年度における医療職給料表(1)の適用を受ける職員に係る地域手当の支給に関する特例）
- 14 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間における医療職給料表(1)の適用を受ける職員に係る地域手当の支給に関する第9条の3第2項の適用については、同項中「100分の16」とあるのは、「100分の15.5」とする。

附則別表 略

附 則（平成18年3月23日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
（特定の職務の級の切替え）
- 2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応す

る同表の新級欄に定める職務の級とする。

(号給の切替え)

- 3 切替日の前日において共立蒲原総合病院組合職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、次項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間(管理者の定める職員にあっては、管理者の定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第2に定める号給とする。

(職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え)

- 4 切替日の前日において給与条例別表第1の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額は、規則で定める。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定まることにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 6 附則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、この条例の規定による改正前の給与条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(号給の切替えに伴う経過措置)

- 7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(共立蒲原総合病院組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年共立蒲原総合病院組合条例第10号。以下「平成21年改正条例」という。)の施行の日において平成21年改正条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員である者)にあっては、当該給料月額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、平成25年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(給与条例附則第14項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)に2分の1を乗じて得た額(当該額が1万

円を超える場合にあっては、1万円)を給料として支給する。

- 8 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 9 切替日以降新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 10 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第7条第2項の規定の適用については、同項中「調整前における給料月額」とあるのは、「調整前における給料月額と共立蒲原総合病院組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年共立蒲原総合病院組合条例第1号。）附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（平成22年3月31日までの間における給与条例の適用に関する特例）

- 11 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条の3	100分の15	100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合
-------	---------	--------------------------

（規則への委任）

- 12 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表第1 職務の級の切替表（附則第2項関係）

給料表	旧級	新級
行政職給料表(1)	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	3級
	5級	4級
	6級	5級
	7級	6級

附則別表第2

行政職給料表(1)の適用を受ける職員の新号棒（附則第3項関係）

旧号棒	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
					1	1	1	1

1	3月以上6月未滿			2	1	1	1	1
	6月以上9月未滿			3	1	1	1	1
	9月以上12月未滿			4	1	1	1	1
	12月以上			5	1	1	1	1
2	3月未滿	1	25	5	1	1	1	1
	3月以上6月未滿	2	26	6	2	1	1	1
	6月以上9月未滿	3	27	7	3	1	1	1
	9月以上12月未滿	4	28	8	4	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	1	1	1
3	3月未滿	5	29	9	5	1	1	1
	3月以上6月未滿	6	30	10	6	1	1	1
	6月以上9月未滿	7	31	11	7	1	1	1
	9月以上12月未滿	8	32	12	8	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	1	1	1
4	3月未滿	9	33	13	9	1	1	1
	3月以上6月未滿	10	34	14	10	1	1	1
	6月以上9月未滿	11	35	15	11	1	1	1
	9月以上12月未滿	12	36	16	12	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	1	1	1
5	3月未滿	13	37	17	14	1	1	1
	3月以上6月未滿	14	38	18	14	1	1	1
	6月以上9月未滿	15	39	19	15	1	1	1
	9月以上12月未滿	16	40	20	16	1	1	1
	12月以上	17	41	21	17	1	1	1
6	3月未滿	17	41	21	17	1	1	1
	3月以上6月未滿	18	42	22	18	2	2	1
	6月以上9月未滿	19	43	23	19	3	3	1
	9月以上12月未滿	20	44	24	20	4	4	1
	12月以上	21	45	25	21	5	5	1
7	3月未滿	21	45	25	21	5	5	1
	3月以上6月未滿	22	46	26	22	6	6	1
	6月以上9月未滿	23	47	27	23	7	7	1
	9月以上12月未滿	24	48	28	24	8	8	1
	12月以上	25	49	29	25	9	9	1
8	3月未滿	25	49	29	25	9	9	1
	3月以上6月未滿	26	50	30	26	10	10	2
	6月以上9月未滿	27	51	31	27	11	11	3
	9月以上12月未滿	28	52	32	28	12	12	4
	12月以上	29	53	33	29	13	13	5
9	3月未滿	29	53	33	29	14	14	5
	3月以上6月未滿	29	54	34	30	14	14	6
	6月以上9月未滿	30	55	35	31	15	15	7
	9月以上12月未滿	30	56	36	32	16	16	8
	12月以上	31	57	37	33	17	17	9
10	3月未滿	31	57	37	33	17	17	9
	3月以上6月未滿	31	58	38	34	18	18	10
	6月以上9月未滿	32	59	39	35	19	19	11

	9月以上12月未滿	32	60	40	36	20	20	12
	12月以上	33	61	41	37	21	21	13
11	3月未滿	33	61	41	37	21	21	13
	3月以上6月未滿	33	62	42	38	22	22	14
	6月以上9月未滿	33	63	43	39	23	23	15
	9月以上12月未滿	34	64	44	40	24	24	16
	12月以上	34	65	45	41	25	25	17
12	3月未滿	34	65	45	41	25	25	17
	3月以上6月未滿	34	66	46	42	26	26	18
	6月以上9月未滿	35	67	47	43	27	27	19
	9月以上12月未滿	35	68	48	44	28	28	20
	12月以上	35	69	49	45	29	29	21
13	3月未滿	35	69	49	45	29	29	21
	3月以上6月未滿	36	70	50	46	30	30	22
	6月以上9月未滿	36	71	51	47	31	31	23
	9月以上12月未滿	36	72	52	48	32	32	24
	12月以上	37	73	53	49	33	33	25
14	3月未滿	37	73	53	49	33	33	25
	3月以上6月未滿	37	74	54	49	34	34	26
	6月以上9月未滿	37	75	55	50	35	35	27
	9月以上12月未滿	37	76	56	50	36	36	28
	12月以上	38	77	57	51	37	37	29
15	3月未滿	38	77	57	51	37	37	29
	3月以上6月未滿	38	78	58	51	38	38	30
	6月以上9月未滿	38	79	59	52	39	39	31
	9月以上12月未滿	38	80	60	52	39	40	32
	12月以上	39	81	61	53	40	41	33
16	3月未滿	39	81	61	53	40	41	33
	3月以上6月未滿	39	82	62	54	40	42	34
	6月以上9月未滿	39	83	63	55	41	43	35
	9月以上12月未滿	39	84	64	56	41	44	36
	12月以上	40	85	65	57	41	45	37
17	3月未滿		85	65	57	42	45	37
	3月以上6月未滿		86	66	57	42	46	38
	6月以上9月未滿		87	67	58	42	47	39
	9月以上12月未滿		88	68	58	43	48	40
	12月以上		89	69	59	43	49	41
18	3月未滿		89	69	59	43	49	41
	3月以上6月未滿		90	70	59	44	50	42
	6月以上9月未滿		91	71	60	44	51	43
	9月以上12月未滿		92	72	60	44	52	44
	12月以上		93	73	61	44	53	45
19	3月未滿		93	73	61	45	53	45
	3月以上6月未滿		93	74	61	45	54	46
	6月以上9月未滿		93	75	61	45	55	47
	9月以上12月未滿		93	76	62	45	56	48
	12月以上		93	77	62	45	57	49

20	3月未滿			77	62	46	57	49
	3月以上6月未滿			78	62	46	58	50
	6月以上9月未滿			79	63	46	59	51
	9月以上12月未滿			80	63	47	60	52
	12月以上			81	63	47	61	53
21	3月未滿			81	63	47	61	53
	3月以上6月未滿			82	64	48	62	54
	6月以上9月未滿			83	64	48	63	55
	9月以上12月未滿			84	64	48	64	56
	12月以上			85	65	49	65	57
22	3月未滿			85	65	49	65	57
	3月以上6月未滿			86	65	49	66	58
	6月以上9月未滿			87	66	50	67	59
	9月以上12月未滿			88	66	50	68	60
	12月以上			89	67	51	69	61
23	3月未滿			89	67	51	69	61
	3月以上6月未滿			90	67	51	70	62
	6月以上9月未滿			91	68	52	71	63
	9月以上12月未滿			92	68	52	72	64
	12月以上			93	69	53	73	65
24	3月未滿			93	69	53	73	65
	3月以上6月未滿			94	70	54	74	66
	6月以上9月未滿			95	71	55	75	67
	9月以上12月未滿			96	72	56	76	68
	12月以上			97	73	57	77	69
25	3月未滿			97	73	57		69
	3月以上6月未滿			98	73	57		70
	6月以上9月未滿			99	74	58		71
	9月以上12月未滿			100	74	58		72
	12月以上			101	75	59		73
26	3月未滿			101	75	59		73
	3月以上6月未滿			102	75	59		74
	6月以上9月未滿			103	76	60		75
	9月以上12月未滿			104	76	60		76
	12月以上			105	77	61		77
27	3月未滿			105	77	61		
	3月以上6月未滿			106	78	61		
	6月以上9月未滿			107	79	61		
	9月以上12月未滿			108	80	62		
	12月以上			109	81	62		
28	3月未滿			109	81			
	3月以上6月未滿			110	82			
	6月以上9月未滿			111	83			
	9月以上12月未滿			112	84			
	12月以上			113	85			
	3月未滿			113				
	3月以上6月未滿			114				

29	6 月以上 9 月未満			115				
	9 月以上12月未満			116				
	12月以上			117				
30	3 月未満			117				
	3 月以上 6 月未満			118				
	6 月以上 9 月未満			119				
	9 月以上12月未満			120				
	12月以上			121				
31	3 月未満			121				
	3 月以上 6 月未満			122				
	6 月以上 9 月未満			123				
	9 月以上12月未満			124				
	12月以上			125				
32	3 月未満			125				
	3 月以上 6 月未満			125				
	6 月以上 9 月未満			125				
	9 月以上12月未満			125				
	12月以上			125				

附 則（平成19年 3 月28日 条例第 3 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

（特定の職務の級の切替え）

- 2 平成19年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第 1 に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に 2 の職務の級が掲げられているときは、別表第 6 級別職務分類表の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

（号給の切替え）

- 3 切替日の前日において共立蒲原総合病院組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第 3 から別表第 5 までの給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、次項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（管理者の定める職員にあつては、管理者の定める期間）に応じて附則別表第 2 に定める号給とする。

（職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え）

- 4 切替日の前日において給与条例別表第 3 から別表第 5 までの給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における

号給又は給料月額は、規則で定める。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 6 附則第2項から前項までの規定に適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、この条例の規定による改正前の給与条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(号給の切替えに伴う経過措置)

- 7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(共立蒲原総合病院組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年共立蒲原総合病院組合条例第10号。以下「平成21年改正条例」という。))の施行の日において平成21年改正条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、平成25年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(給与条例附則第14項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)に2分の1を乗じて得た額(当該額が1万円を超える場合にあつては、1万円)を給料として支給する。

- 8 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

- 9 切替日以降新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

- 10 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第7条第2項の規定の適用については、同項中「調整前における給料月額」とあるのは、「調整前に

おける給料月額と共立蒲原総合病院組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成19年共立蒲原総合病院組合条例第3号。）附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（規則への委任）

11 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な次項は、規則で定める。

附則別表第1 職務の級の切替表（附則第2項関係）

給料表	旧級	新級
医療職給料表(1)	4級	4級
		5級

附則別表第2（附則第3項関係）

旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である職員以外の職員の号給の切替表

ア 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の新号給

旧号棒	旧級	1級	2級	3級
	経過期間			
1	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		2	2
	6月以上9月未満		3	3
	9月以上12月未満		4	4
	12月以上		5	5
2	3月未満	1	5	5
	3月以上6月未満	2	6	6
	6月以上9月未満	3	7	7
	9月以上12月未満	4	8	8
	12月以上	5	9	9
3	3月未満	5	9	9
	3月以上6月未満	6	10	10
	6月以上9月未満	7	11	11
	9月以上12月未満	8	12	12
	12月以上	9	13	13
4	3月未満	9	13	13
	3月以上6月未満	10	14	14
	6月以上9月未満	11	15	15
	9月以上12月未満	12	16	16
	12月以上	13	17	17
5	3月未満	13	17	17
	3月以上6月未満	14	18	18
	6月以上9月未満	15	19	19
	9月以上12月未満	16	20	20
	12月以上	17	21	21
	3月未満	17	21	21

6	3 月以上 6 月未滿	18	22	22
	6 月以上 9 月未滿	19	23	23
	9 月以上 12 月未滿	20	24	24
	12 月以上	21	25	25
7	3 月未滿	21	25	25
	3 月以上 6 月未滿	22	26	26
	6 月以上 9 月未滿	23	27	27
	9 月以上 12 月未滿	24	28	28
	12 月以上	25	29	29
8	3 月未滿	25	29	29
	3 月以上 6 月未滿	26	30	30
	6 月以上 9 月未滿	27	31	31
	9 月以上 12 月未滿	28	32	32
	12 月以上	29	33	33
9	3 月未滿	29	33	33
	3 月以上 6 月未滿	30	34	34
	6 月以上 9 月未滿	31	35	35
	9 月以上 12 月未滿	32	36	36
	12 月以上	33	37	37
10	3 月未滿	33	37	37
	3 月以上 6 月未滿	34	38	38
	6 月以上 9 月未滿	35	39	39
	9 月以上 12 月未滿	36	40	40
	12 月以上	37	41	41
11	3 月未滿	37	41	41
	3 月以上 6 月未滿	38	42	42
	6 月以上 9 月未滿	39	43	43
	9 月以上 12 月未滿	40	44	44
	12 月以上	41	45	45
12	3 月未滿	41	45	45
	3 月以上 6 月未滿	42	46	46
	6 月以上 9 月未滿	43	47	47
	9 月以上 12 月未滿	44	48	48
	12 月以上	45	49	49
13	3 月未滿	45	49	49
	3 月以上 6 月未滿	46	50	50
	6 月以上 9 月未滿	47	51	51
	9 月以上 12 月未滿	48	52	52
	12 月以上	49	53	53
14	3 月未滿	49	53	53
	3 月以上 6 月未滿	50	54	54
	6 月以上 9 月未滿	51	55	55
	9 月以上 12 月未滿	52	56	56
	12 月以上	53	57	57
15	3 月未滿	53	57	57
	3 月以上 6 月未滿	54	58	58
	6 月以上 9 月未滿	55	59	59

	9月以上12月未満	56	60	60
	12月以上	57	61	61
16	3月未満	57	61	61
	3月以上6月未満	58	62	62
	6月以上9月未満	59	63	63
	9月以上12月未満	60	64	64
	12月以上	61	65	65
17	3月未満	61	65	65
	3月以上6月未満	62	66	66
	6月以上9月未満	63	67	67
	9月以上12月未満	64	68	68
	12月以上	65	69	69
18	3月未満	65	69	69
	3月以上6月未満	65	70	70
	6月以上9月未満	65	71	71
	9月以上12月未満	65	72	72
	12月以上	65	73	73
19	3月未満		73	73
	3月以上6月未満		74	74
	6月以上9月未満		75	75
	9月以上12月未満		76	76
	12月以上		77	77
20	3月未満		77	77
	3月以上6月未満		78	78
	6月以上9月未満		79	79
	9月以上12月未満		80	80
	12月以上		81	81
21	3月未満		81	81
	3月以上6月未満		82	82
	6月以上9月未満		83	83
	9月以上12月未満		84	84
	12月以上		85	85
22	3月未満		85	85
	3月以上6月未満		86	86
	6月以上9月未満		87	87
	9月以上12月未満		88	88
	12月以上		89	89
23	3月未満		89	89
	3月以上6月未満		90	90
	6月以上9月未満		91	91
	9月以上12月未満		92	92
	12月以上		93	93
24	3月未満		93	93
	3月以上6月未満		94	94
	6月以上9月未満		95	95
	9月以上12月未満		96	96
	12月以上		97	97

イ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員の新号給

旧号棒	経過期間 \ 旧級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	3 月未満			1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満			1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満			1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満			1	1	1	1
	12 月以上			1	1	1	1
2	3 月未満	1	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	2	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	3	3	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	4	4	4	1	1	1
	12 月以上	5	5	5	1	1	1
3	3 月未満	5	5	5	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	6	6	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	7	7	3	1	1
	9 月以上 12 月未満	8	8	8	4	1	1
	12 月以上	9	9	9	5	1	1
4	3 月未満	9	9	9	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	10	10	10	6	2	1
	6 月以上 9 月未満	11	11	11	7	3	1
	9 月以上 12 月未満	12	12	12	8	4	1
	12 月以上	13	13	13	9	5	1
5	3 月未満	13	13	13	9	5	1
	3 月以上 6 月未満	14	14	14	10	6	2
	6 月以上 9 月未満	15	15	15	11	7	3
	9 月以上 12 月未満	16	16	16	12	8	4
	12 月以上	17	17	17	13	9	5
6	3 月未満	17	17	17	13	9	5
	3 月以上 6 月未満	18	18	18	14	10	6
	6 月以上 9 月未満	19	19	19	15	11	7
	9 月以上 12 月未満	20	20	20	16	12	8
	12 月以上	21	21	21	17	13	9
7	3 月未満	21	21	21	17	13	9
	3 月以上 6 月未満	22	22	22	18	14	10
	6 月以上 9 月未満	23	23	23	19	15	11
	9 月以上 12 月未満	24	24	24	20	16	12
	12 月以上	25	25	25	21	17	13
8	3 月未満	25	25	25	21	17	13
	3 月以上 6 月未満	26	26	26	22	18	14
	6 月以上 9 月未満	27	27	27	23	19	15
	9 月以上 12 月未満	28	28	28	24	20	16
	12 月以上	29	29	29	25	21	17
9	3 月未満	29	29	29	25	21	17
	3 月以上 6 月未満	30	30	30	26	22	18
	6 月以上 9 月未満	31	31	31	27	23	19

	9月以上12月未滿	32	32	32	28	24	20
	12月以上	33	33	33	29	25	21
10	3月未滿	33	33	33	29	25	21
	3月以上6月未滿	34	34	34	30	26	22
	6月以上9月未滿	35	35	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	36	36	36	32	28	24
	12月以上	37	37	37	33	29	25
11	3月未滿	37	37	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	38	38	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	39	39	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	40	40	40	36	32	28
	12月以上	41	41	41	37	33	29
12	3月未滿	41	41	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	42	42	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	43	43	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	44	44	44	40	36	32
	12月以上	45	45	45	41	37	33
13	3月未滿	45	45	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	46	46	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	47	47	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	48	48	48	44	40	36
	12月以上	49	49	49	45	41	37
14	3月未滿	49	49	49	45	41	37
	3月以上6月未滿	50	50	50	46	42	38
	6月以上9月未滿	51	51	51	47	43	39
	9月以上12月未滿	52	52	52	48	44	40
	12月以上	53	53	53	49	45	41
15	3月未滿	53	53	53	49	45	41
	3月以上6月未滿	54	54	54	50	46	42
	6月以上9月未滿	55	55	55	51	47	43
	9月以上12月未滿	56	56	56	52	48	44
	12月以上	57	57	57	53	49	45
16	3月未滿	57	57	57	53	49	45
	3月以上6月未滿	58	58	58	54	50	46
	6月以上9月未滿	59	59	59	55	51	47
	9月以上12月未滿	60	60	60	56	52	48
	12月以上	61	61	61	57	53	49
17	3月未滿	61	61	61	57	53	49
	3月以上6月未滿	62	62	62	58	54	50
	6月以上9月未滿	63	63	63	59	55	51
	9月以上12月未滿	64	64	64	60	56	52
	12月以上	65	65	65	61	57	53
18	3月未滿	65	65	65	61	57	53
	3月以上6月未滿	66	66	66	62	58	54
	6月以上9月未滿	67	67	67	63	59	55
	9月以上12月未滿	68	68	68	64	60	56
	12月以上	69	69	69	65	61	57

19	3月未滿	69	69	69	65	61	57
	3月以上6月未滿	70	70	70	66	62	58
	6月以上9月未滿	71	71	71	67	63	59
	9月以上12月未滿	72	72	72	68	64	60
	12月以上	73	73	73	69	65	61
20	3月未滿	73	73	73	69	65	61
	3月以上6月未滿	74	74	74	70	66	62
	6月以上9月未滿	75	75	75	71	67	63
	9月以上12月未滿	76	76	76	72	68	64
	12月以上	77	77	77	73	69	65
21	3月未滿	77	77	77	73	69	
	3月以上6月未滿	78	78	78	74	70	
	6月以上9月未滿	79	79	79	75	71	
	9月以上12月未滿	80	80	80	76	72	
	12月以上	81	81	81	77	73	
22	3月未滿	81	81	81	77	73	
	3月以上6月未滿	82	82	82	78	74	
	6月以上9月未滿	83	83	83	79	75	
	9月以上12月未滿	84	84	84	80	76	
	12月以上	85	85	85	81	77	
23	3月未滿	85	85	85	81	77	
	3月以上6月未滿	85	86	86	82	78	
	6月以上9月未滿	85	87	87	83	79	
	9月以上12月未滿	85	88	88	84	80	
	12月以上	85	89	89	85	81	
24	3月未滿		89	89	85		
	3月以上6月未滿		90	90	86		
	6月以上9月未滿		91	91	87		
	9月以上12月未滿		92	92	88		
	12月以上		93	93	89		
25	3月未滿		93	93	89		
	3月以上6月未滿		94	94	90		
	6月以上9月未滿		95	95	91		
	9月以上12月未滿		96	96	92		
	12月以上		97	97	93		
26	3月未滿		97	97	93		
	3月以上6月未滿		98	98	94		
	6月以上9月未滿		99	99	95		
	9月以上12月未滿		100	100	96		
	12月以上		101	101	97		
27	3月未滿		101	101	97		
	3月以上6月未滿		102	102	98		
	6月以上9月未滿		103	103	99		
	9月以上12月未滿		104	104	100		
	12月以上		105	105	101		
	3月未滿		105	105			
	3月以上6月未滿		105	106			

28	6月以上9月未満		105	107			
	9月以上12月未満		105	108			
	12月以上		105	109			
29	3月未満			109			
	3月以上6月未満			110			
	6月以上9月未満			111			
	9月以上12月未満			112			
	12月以上			113			
30	3月未満			113			
	3月以上6月未満			113			
	6月以上9月未満			113			
	9月以上12月未満			113			
	12月以上			113			

ウ 医療職給料表(3)の適用を受ける職員の新号給

旧号棒	経過期間 \ 旧級	旧級					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	3月未満			1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1
4	3月未満	9	9	9	5	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2	1
	6月以上9月未満	11	11	11	7	3	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1
5	3月未満	13	13	13	9	5	1
	3月以上6月未満	14	14	14	10	6	2
	6月以上9月未満	15	15	15	11	7	3
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8	4
	12月以上	17	17	17	13	9	5
6	3月未満	17	17	17	13	9	5
	3月以上6月未満	18	18	18	14	10	6
	6月以上9月未満	19	19	19	15	11	7
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12	8
	12月以上	21	21	21	17	13	9

7	3月未滿	21	21	21	17	13	9
	3月以上6月未滿	22	22	22	18	14	10
	6月以上9月未滿	23	23	23	19	15	11
	9月以上12月未滿	24	24	24	20	16	12
	12月以上	25	25	25	21	17	13
8	3月未滿	25	25	25	21	17	13
	3月以上6月未滿	26	26	26	22	18	14
	6月以上9月未滿	27	27	27	23	19	15
	9月以上12月未滿	28	28	28	24	20	16
	12月以上	29	29	29	25	21	17
9	3月未滿	29	29	29	25	21	17
	3月以上6月未滿	30	30	30	26	22	18
	6月以上9月未滿	31	31	31	27	23	19
	9月以上12月未滿	32	32	32	28	24	20
	12月以上	33	33	33	29	25	21
10	3月未滿	33	33	33	29	25	21
	3月以上6月未滿	34	34	34	30	26	22
	6月以上9月未滿	35	35	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	36	36	36	32	28	24
	12月以上	37	37	37	33	29	25
11	3月未滿	37	37	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	38	38	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	39	39	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	40	40	40	36	32	28
	12月以上	41	41	41	37	33	29
12	3月未滿	41	41	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	42	42	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	43	43	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	44	44	44	40	36	32
	12月以上	45	45	45	41	37	33
13	3月未滿	45	45	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	46	46	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	47	47	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	48	48	48	44	40	36
	12月以上	49	49	49	45	41	37
14	3月未滿	49	49	49	45	41	37
	3月以上6月未滿	50	50	50	46	42	38
	6月以上9月未滿	51	51	51	47	43	39
	9月以上12月未滿	52	52	52	48	44	40
	12月以上	53	53	53	49	45	41
15	3月未滿	53	53	53	49	45	41
	3月以上6月未滿	54	54	54	50	46	42
	6月以上9月未滿	55	55	55	51	47	43
	9月以上12月未滿	56	56	56	52	48	44
	12月以上	57	57	57	53	49	45
	3月未滿	57	57	57	53	49	45
	3月以上6月未滿	58	58	58	54	50	46

16	6 月以上 9 月未滿	59	59	59	55	51	47
	9 月以上12月未滿	60	60	60	56	52	48
	12月以上	61	61	61	57	53	49
17	3 月未滿	61	61	61	57	53	49
	3 月以上 6 月未滿	62	62	62	58	54	50
	6 月以上 9 月未滿	63	63	63	59	55	51
	9 月以上12月未滿	64	64	64	60	56	52
	12月以上	65	65	65	61	57	53
18	3 月未滿	65	65	65	61	57	53
	3 月以上 6 月未滿	66	66	66	62	58	54
	6 月以上 9 月未滿	67	67	67	63	59	55
	9 月以上12月未滿	68	68	68	64	60	56
	12月以上	69	69	69	65	61	57
19	3 月未滿	69	69	69	65	61	57
	3 月以上 6 月未滿	70	70	70	66	62	58
	6 月以上 9 月未滿	71	71	71	67	63	59
	9 月以上12月未滿	72	72	72	68	64	60
	12月以上	73	73	73	69	65	61
20	3 月未滿	73	73	73	69	65	61
	3 月以上 6 月未滿	74	74	74	70	66	62
	6 月以上 9 月未滿	75	75	75	71	67	63
	9 月以上12月未滿	76	76	76	72	68	64
	12月以上	77	77	77	73	69	65
21	3 月未滿	77	77	77	73	69	65
	3 月以上 6 月未滿	78	78	78	74	70	66
	6 月以上 9 月未滿	79	79	79	75	71	67
	9 月以上12月未滿	80	80	80	76	72	68
	12月以上	81	81	81	77	73	69
22	3 月未滿	81	81	81	77	73	69
	3 月以上 6 月未滿	82	82	82	78	74	69
	6 月以上 9 月未滿	83	83	83	79	75	69
	9 月以上12月未滿	84	84	84	80	76	69
	12月以上	85	85	85	81	77	69
23	3 月未滿	85	85	85	81	77	
	3 月以上 6 月未滿	86	86	86	82	78	
	6 月以上 9 月未滿	87	87	87	83	79	
	9 月以上12月未滿	88	88	88	84	80	
	12月以上	89	89	89	85	81	
24	3 月未滿	89	89	89	85	81	
	3 月以上 6 月未滿	90	90	90	86	82	
	6 月以上 9 月未滿	91	91	91	87	83	
	9 月以上12月未滿	92	92	92	88	84	
	12月以上	93	93	93	89	85	
25	3 月未滿	93	93	93	89		
	3 月以上 6 月未滿	94	94	94	90		
	6 月以上 9 月未滿	95	95	95	91		
	9 月以上12月未滿	96	96	96	92		

	12月以上	97	97	97	93		
26	3月未滿	97	97	97	93		
	3月以上6月未滿	98	98	98	94		
	6月以上9月未滿	99	99	99	95		
	9月以上12月未滿	100	100	100	96		
	12月以上	101	101	101	97		
27	3月未滿	101	101	101	97		
	3月以上6月未滿	102	102	102	98		
	6月以上9月未滿	103	103	103	99		
	9月以上12月未滿	104	104	104	100		
	12月以上	105	105	105	101		
28	3月未滿	105	105	105	101		
	3月以上6月未滿	106	106	106	102		
	6月以上9月未滿	107	107	107	103		
	9月以上12月未滿	108	108	108	104		
	12月以上	109	109	109	105		
29	3月未滿	109	109	109			
	3月以上6月未滿	110	110	110			
	6月以上9月未滿	111	111	111			
	9月以上12月未滿	112	112	112			
	12月以上	113	113	113			
30	3月未滿	113	113	113			
	3月以上6月未滿	114	114	114			
	6月以上9月未滿	115	115	115			
	9月以上12月未滿	116	116	116			
	12月以上	117	117	117			
31	3月未滿	117	117	117			
	3月以上6月未滿	118	118	118			
	6月以上9月未滿	119	119	119			
	9月以上12月未滿	120	120	120			
	12月以上	121	121	121			
32	3月未滿	121	121				
	3月以上6月未滿	122	122				
	6月以上9月未滿	123	123				
	9月以上12月未滿	124	124				
	12月以上	125	125				
33	3月未滿	125	125				
	3月以上6月未滿	126	126				
	6月以上9月未滿	127	127				
	9月以上12月未滿	128	128				
	12月以上	129	129				
34	3月未滿	129	129				
	3月以上6月未滿	130	130				
	6月以上9月未滿	131	131				
	9月以上12月未滿	132	132				
	12月以上	133	133				
	3月未滿	133	133				

35	3月以上6月未満	134	134				
	6月以上9月未満	135	135				
	9月以上12月未満	136	136				
	12月以上	137	137				
36	3月未満	137	137				
	3月以上6月未満	138	138				
	6月以上9月未満	139	139				
	9月以上12月未満	140	140				
	12月以上	141	141				
37	3月未満	141	141				
	3月以上6月未満	142	142				
	6月以上9月未満	143	143				
	9月以上12月未満	144	144				
	12月以上	145	145				
38	3月未満	145	145				
	3月以上6月未満	146	146				
	6月以上9月未満	147	147				
	9月以上12月未満	148	148				
	12月以上	149	149				
39	3月未満	149					
	3月以上6月未満	150					
	6月以上9月未満	151					
	9月以上12月未満	152					
	12月以上	153					
40	3月未満	153					
	3月以上6月未満	154					
	6月以上9月未満	155					
	9月以上12月未満	156					
	12月以上	157					
41	3月未満	157					
	3月以上6月未満	158					
	6月以上9月未満	159					
	9月以上12月未満	160					
	12月以上	161					

附 則（平成19年11月22日条例第8号）

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成20年4月1日から施行する。
- 第1条の規定（共立蒲原総合病院組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第19条第2項第1号の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成19年4月1日から適用する。

（平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

3 平成19年4月1日からこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の給与条例（以下「改正前の給与条例」という。）の規定により新たに給料表の適用をうけることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、規則の定める職員の、改正後の給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、規則の定めるところによる。

（施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号給の調整）

4 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の給与条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

5 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成20年3月24日条例第5号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月19日条例第5号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月31日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年11月20日条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条並びに附則第4項の規定は、平成22年4月1日から施行する。

（平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の共立蒲原総合病院組合職員の給与に関する条例第18条第2項及び第4項から第6項まで

(共立蒲原総合病院組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年共立蒲原総合病院組合条例第1号)第14条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第22条第1項から第3項まで若しくは第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成21年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員(共立蒲原総合病院組合職員の給与に関する条例第23条の2に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの若しくは医療職給料表(1)の適用を受ける職員からこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち規則で定める日)において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額合計に100分の0.24を乗じて得た額に同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表(1)	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
医療職給料表(2)	1級	1号給から52号給まで
	2級	1号給から32号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで
医療職給料表(3)	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から40号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで

- (2) 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額
(規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(共立蒲原総合病院組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

4 共立蒲原総合病院組合職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

略

附 則 (平成22年11月26日条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の共立蒲原総合病院組合職員の給与に関する条例(以下この項及び次項において「改正後の給与条例」という。)第18条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで(共立蒲原総合病院組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年共立蒲原総合病院組合条例第1号)第14条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第22条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項又は附則第14項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成22年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員(共立蒲原総合病院組合職員の給与に関する条例(以下この号において「給与条例」という。)第23条の2に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの(改正後の給与条例附則第14項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、共立蒲原総合病院組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年共立蒲原総合病院組合条例第1号)附則第7項又は共立蒲原総合病院組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成19年共立蒲原総合病院組合条例第3号)附則第7項の規定の適用を受けない者に限る。)若しくは医療職給料表(1)の適用を受ける職員からこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者(同年4月1日に減

額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。) にあつては、その減額改定対象職員となつた日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち規則で定める日)において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当及び住居手当の月額合計に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかつた期間、給料を支給されなかつた期間、減額改定対象職員以外の職員であつた期間その他規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表(1)	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から64号給まで
	3級	1号給から48号給まで
	4級	1号給から32号給まで
	5級	1号給から24号給まで
	6級	1号給から16号給まで
医療職給料表(2)	1級	1号給から85号給まで
	2級	1号給から72号給まで
	3級	1号給から56号給まで
	4級	1号給から44号給まで
	5級	1号給から28号給まで
	6級	1号給から12号給まで
医療職給料表(3)	1級	1号給から96号給まで
	2級	1号給から80号給まで
	3級	1号給から56号給まで
	4級	1号給から44号給まで
	5級	1号給から28号給まで
	6級	1号給から8号給まで

(2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

- 3 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の給与条例附則第14項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「共立蒲原総合病院組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成 年共立蒲原総合病院組合条例第 号)の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。
(規則への委任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定め

る。

(共立蒲原総合病院組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 5 共立蒲原総合病院組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年共立蒲原総合病院組合条例第1号)の一部を次のように改正する。

略

(共立蒲原総合病院組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

- 6 共立蒲原総合病院組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年共立蒲原総合病院組合条例第3号)の一部を次のように改正する。

略

附 則(平成23年3月28日条例第1号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年11月30日条例第4号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成23年12月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成23年4月1日から適用する。

(平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成23年12月に支給する期末手当の額は、第2条の規定による改正後の共立蒲原総合病院組合職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第18条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで(共立蒲原総合病院組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年共立蒲原総合病院組合条例第1号)第14条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第22条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項又は附則第14項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成23年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員(給与条例第23条の2に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの(給与条例附則第14項及び共立蒲原総合病院組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年共立蒲原総合病院組合条例第1号)附則第7項又は共立蒲原総合病院組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成19年共立蒲原総合病院

組合条例第3号)附則第7項の規定の適用を受けない者に限る。)若しくは医療職給料表(1)の適用を受ける職員から、これらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者(同年4月1日に減額改定対象職員となった者で、任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。)にあっては、その減額改定対象職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち規則で定める日)において、減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から76号給まで
	3級	1号給から60号給まで
	4級	1号給から44号給まで
	5級	1号給から36号給まで
	6級	1号給から28号給まで
医療職給料表(2)	1級	1号給から85号給まで
	2級	1号給から84号給まで
	3級	1号給から68号給まで
	4級	1号給から56号給まで
	5級	1号給から40号給まで
	6級	1号給から24号給まで
医療職給料表(3)	1級	1号給から108号給まで
	2級	1号給から92号給まで
	3級	1号給から68号給まで
	4級	1号給から56号給まで
	5級	1号給から40号給まで
	6級	1号給から20号給まで

(2) 平成23年6月1日現在において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成24年3月27日条例第1号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年11月25日条例第2号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（共立蒲原総合病院組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第19条第2項及び附則第17項の改正規定は除く。附則第4項においても同じ。）による改正後の給与条例（附則第4項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。

（適用日前の異動者の号給の調整）

3 平成26年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び規則の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

4 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成27年3月26日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第9条の3第2項の改正規定は、規則で定める日から施行する。

（切替日前の異動者の号給の調整）

2 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（規則で定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その

差額に相当する額（共立蒲原総合病院組合職員の給料に関する条例（以下「給与条例」という。）附則第14項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。

4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

6 前項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第7条及び第18条第5項（給与条例第19条第4項において準用する場合及び共立蒲原総合病院組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年共立蒲原総合病院組合条例第1号）第14条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、給与条例第7条第2項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と共立蒲原総合病院職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年共立蒲原総合病院組合条例第1号）附則第3項の規定による給料の額との合計額」と、給与条例第18条第5項中「給料の月額」とあるのは「給料の月額と共立蒲原総合病院組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年共立蒲原総合病院組合条例第1号）附則第3項の規定による給料の額との合計額」とする。

（規則への委任）

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成28年3月28日条例第1号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の共立蒲原総合病院組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。
（給与等の内払）

3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の共立蒲原総合病院組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与等は、改正後の給与条例の規定による給与等の内払とみなす。
（規則への委任）

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成28年9月6日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年11月22日条例第9号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（共立蒲原総合病院組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第19条第2項及び附則第17項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の給与条例（次項において「改正後給与条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与（共立蒲原総合病院組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年条例第1号。以下この項において「平成27年改正条例」という。）附則第3項の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後給与条例の規定による給与（平成27年改正条例附則第3項の規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（規則への委任）

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成29年3月30日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（平成31年3月31日までの間における昇給に関する特例）

2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における改正後の共立蒲原総合病院組合職員の給与に関する条例（以下この項から第6項において「改正後の

給与条例」という。)第4条第5項及び第6項の規定の適用については、同条第5項中「医療職給料表(1)」とあるのは「55歳に達しない職員のうち医療職給料表(1)」と、「、3号給」とあるのは「3号給、55歳を超える職員(医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあつては、57歳を超える職員)にあつては2号給」と、同条第6項本文中「55歳」とあるのは「59歳」と、「57歳」とあるのは「61歳」と、同項ただし書中「4号給(医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあつては、3号給)」とあるのは「4号給(55歳に達しない職員のうち医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあつては3号給、55歳を超える職員(医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあつては、57歳を超える職員)にあつては2号給)」とする。

- 3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における改正後の給与条例第4条第5項及び第6項の規定の適用については、同条第5項中「医療職給料表(1)」とあるのは「55歳に達しない職員のうち医療職給料表(1)」と、「、3号給」とあるのは「3号給、55歳を超える職員(医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあつては、57歳を超える職員)にあつては2号給」と、同条第6項本文中「55歳」とあるのは「57歳」と、「、57歳」とあるのは「、59歳」と、同項ただし書中「4号給(医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあつては、3号給)」とあるのは「4号給(55歳に達しない職員のうち医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあつては3号給、55歳を超える職員(医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあつては、57歳を超える職員)にあつては2号給)」とする。

(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、改正後の給与条例第9条第1項ただし書並びに第9条の2第3項第3号及び第4号までの規定は適用せず、改正後の給与条例第9条第3項及び第9条の2の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」

とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「扶養親族（医療職給料表(1)4級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、医療職給料表(1)4級以上職員から医療職給料表(1)4級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（医療職給料表(1)4級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「(2)扶養親族たる要件を欠くに至ったものがある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び医療職給料表(1)4級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは、

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員とな

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至っ

項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3
つた場合（前号に該当する場合を除く。）

た場合（第1号に該当する場合を除く。）

月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

と、同条第

」

2項本文中「扶養親族（医療職給料表(1)4級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、医療職給料表(1)4級以上職員から医療職給料表(1)4級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医療職給料表(1)4級以上職員以外の職員と

なった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、医療職給料表(1)4級以上職員以外の職員から医療職給料表(1)4級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医療職給料表(1)4級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項前段中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第5号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、こられの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、同項後段中「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（医療職給料表(1)4級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 5 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の給与条例第9条第1項ただし書並びに第9条の2第3項第3号及び第4号までの規定は適用せず、改正後の給与条例第9条第3項及び第9条の2の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（医療職給料表(1)4級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、医療職給料表(1)4級以上職員から医療職給料表(1)4級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」

とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（医療職給料表(1)4級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び医療職給料表(1)4級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項本文中「扶養親族（医療職給料表(1)4級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、医療職給料表(1)4級以上職員から医療職給料表(1)4級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医療職給料表(1)4級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、医療職給料表(1)4級以上職員以外の職員から医療職給料表(1)4級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医療職給料表(1)4級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項前段中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第5号」と、同項後段中「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（医療職給料表(1)4級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 6 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の給与条例第9条第1項ただし書並びに第9条の2第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、改正後の給与条例第9条第3項及び第9条の2の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「1人につき6,500円」とあるのは「1人につき6,500円（医療職給料表(1)4級以上職員は3,500円）」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（医療職給料表(1)4級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、医療職給料表(1)4級以上職員から医療職給料表(1)4級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（医療職給料表(1)4級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び医療職給料表(1)4級以上職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項本文中「扶養親族（医療職給料表(1)4級以上職員

にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、医療職給料表(1)4級以上職員から医療職給料表(1)4級以上職員以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医療職給料表(1)4級以上職員以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、医療職給料表(1)4級以上職員以外の職員から医療職給料表(1)4級以上職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が医療職給料表(1)4級以上職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項前段中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第5号」と、同項後段中「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（医療職給料表(1)4級以上職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

（規則への委任）

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成30年3月27日条例第1号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条並びに附則第5項及び第6項の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の共立蒲原総合病院組合職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（給与等の内払）

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の共立蒲原総合病院組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与等は、改正後の給与条例の規定による給与等の内払とみなす。

（規則への委任）

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（共立蒲原総合病院組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 5 共立蒲原総合病院組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年共立蒲原総合病院組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第3項の前の見出し及び同項から附則第5項までを削る。

(共立蒲原総合病院組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

- 6 共立蒲原総合病院組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年共立蒲原総合病院組合条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則第6条を削る。

附 則(平成31年3月26日条例第1号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の共立蒲原総合病院組合職員の給与に関する条例(次項において「改正後の給与条例」という。)の規定は、平成30年4月1日から適用する。
(給与等の内払)
- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の共立蒲原総合病院組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与等は、改正後の給与条例の規定による給与等の内払とみなす。
(規則への委任)
- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則(令和元年9月5日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則(令和元年11月27日条例第4号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月26日条例第1号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条並びに附則第4項の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の共立蒲原総合病院組合職員の給与に関する条例(次項において「改正後の給与条例」という。)の規定は、平成31年4月1日から適用する。
(給与等の内払)
- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の共立蒲原総合病院組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与等は、改正後の給与条例の規定による給与等の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

- 4 第2条の規定の施行の日(以下この項において「一部施行日」という。)の前日において同条の規定による改正前の共立蒲原総合病院組合職員の給与に関する条

例第9条の4の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（管理者が定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の給与条例第9条の4の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で管理者が定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 第2条の規定による改正後の給与条例第9条の4第1項に該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から第2条の規定による改正後の給与条例第9条の4第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

5 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、管理者が定める。

（規則への委任）

6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（共立蒲原総合病院組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

7 共立蒲原総合病院組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成29年共立蒲原総合病院組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第4項の見出し及び第6項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

別表第 1

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000
	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200
	39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400
	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500
	41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600
	42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800

43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	

90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			
110		299,900	348,900			
111		300,300	349,200			
112		300,600	349,500			
113		300,800	350,000			
114		301,000				
115		301,300				
116		301,700				
117		301,900				
118		302,100				
119		302,400				
120		302,700				
121		303,100				
122		303,300				
123		303,600				
124		303,900				
125		304,200				
再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 削除

別表第3

医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	249,800	335,000	399,000	471,700	566,500
	2	252,300	338,000	401,900	474,000	569,600
	3	254,800	340,900	404,500	476,200	572,700
	4	257,300	343,800	407,200	478,500	575,800
	5	259,500	346,500	409,800	480,700	578,700
	6	263,300	349,700	412,200	482,900	581,100
	7	267,100	352,800	414,900	485,100	583,500
	8	270,900	355,900	417,300	487,300	585,900
	9	274,500	358,700	419,500	489,300	588,100
	10	278,500	361,400	422,200	491,400	589,600
	11	282,500	364,500	424,800	493,500	591,100
	12	286,500	367,700	427,500	495,600	592,600
	13	290,300	370,600	429,900	497,700	594,100
	14	294,300	374,100	432,400	499,800	595,200
	15	298,200	377,100	434,800	501,900	596,300
	16	302,100	380,700	437,300	504,000	597,200
	17	305,800	384,300	439,300	506,100	598,400
	18	309,400	387,000	441,700	508,100	599,400
	19	312,900	389,500	444,000	510,100	600,400
	20	316,500	392,100	446,400	512,100	601,400
	21	320,100	394,900	447,900	513,900	602,400
	22	323,800	397,200	450,300	515,700	
	23	327,300	399,700	452,600	517,600	
	24	330,600	401,800	454,900	519,500	
	25	334,100	403,800	456,900	521,200	
	26	336,800	406,100	459,200	523,000	
	27	339,400	408,300	461,400	524,800	
	28	342,000	410,600	463,700	526,600	
	29	344,800	412,900	465,800	528,200	
	30	346,700	415,000	468,100	530,000	
	31	348,900	417,000	470,400	531,800	
	32	351,300	419,100	472,600	533,600	
	33	353,500	421,000	474,600	535,200	
	34	355,800	422,800	476,700	537,000	
	35	357,900	424,600	478,800	538,700	
	36	360,200	426,600	480,900	540,500	
	37	362,400	428,500	483,000	542,100	
	38	364,800	430,500	484,800	543,700	
	39	367,000	432,400	486,600	545,100	
	40	369,000	434,400	488,400	546,700	
	41	371,300	436,200	490,100	548,200	
	42	372,500	438,000	491,900	549,600	

43	373,900	439,700	493,700	551,000	
44	375,000	441,500	495,500	552,300	
45	376,200	443,300	497,100	553,500	
46	377,600	445,100	498,800	554,500	
47	379,100	446,900	500,600	555,500	
48	380,600	448,600	502,400	556,500	
49	381,700	450,400	504,000	557,500	
50	382,700	452,100	505,300	558,400	
51	383,700	453,900	506,600	559,300	
52	384,500	455,700	507,900	560,200	
53	385,400	457,600	508,900	561,000	
54	386,300	458,800	510,200	561,900	
55	387,000	460,000	511,500	562,800	
56	387,900	461,200	512,800	563,700	
57	388,600	462,400	513,800	564,600	
58	389,500	463,400	514,600	565,500	
59	390,300	464,400	515,400	566,400	
60	391,100	465,400	516,200	567,100	
61	391,600	466,200	517,100	568,000	
62	392,100	466,900	517,900	568,900	
63	392,500	467,600	518,800	569,800	
64	393,000	468,300	519,600	570,700	
65	393,300	469,000	520,500	571,600	
66		469,700	521,400		
67		470,400	522,100		
68		471,000	523,000		
69		471,300	523,900		
70		472,000	524,700		
71		472,700	525,600		
72		473,400	526,500		
73		473,800	527,300		
74		474,400	528,200		
75		475,100	529,100		
76		475,800	529,800		
77		476,200	530,600		
78		476,800	531,500		
79		477,400	532,400		
80		477,900	533,300		
81		478,500	534,100		
82		479,000	535,000		
83		479,500	535,900		
84		480,000	536,800		
85		480,400	537,600		
86		481,000	538,500		
87		481,400	539,400		
88		481,900	540,300		
89		482,400	541,100		

	90		483,000			
	91		483,600			
	92		484,000			
	93		484,500			
	94		485,100			
	95		485,700			
	96		486,300			
	97		486,800			
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000	565,900

備考 この表は、共立蒲原総合病院組合に勤務する医師に適用する。

別表第4

医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	151,000	188,400	223,600	249,600	281,000	327,000
	2	152,400	190,000	225,200	250,800	282,900	329,000
	3	153,800	191,600	226,800	252,000	285,000	331,200
	4	155,200	193,200	228,400	253,400	287,000	333,400
	5	156,400	194,700	229,800	254,600	289,100	335,200
	6	158,200	196,200	231,400	255,800	291,200	337,400
	7	159,900	197,800	232,900	257,000	293,100	339,400
	8	161,500	199,300	234,500	258,000	295,100	341,600
	9	163,100	200,900	235,600	259,300	297,100	343,400
	10	164,800	202,600	237,100	260,100	299,100	345,500
	11	166,400	204,200	238,500	261,100	301,100	347,600
	12	168,200	205,900	239,700	262,100	303,100	349,700
	13	169,700	207,300	241,300	263,400	305,100	351,200
	14	171,600	208,900	242,700	264,600	307,000	353,200
	15	173,600	210,500	243,900	266,200	309,100	355,100
	16	175,500	212,100	245,300	267,600	311,100	357,100
	17	177,400	213,500	246,100	269,100	313,100	358,900
	18	179,200	215,100	247,300	270,800	315,100	360,900
	19	181,000	216,800	248,500	272,500	317,200	362,900
	20	182,900	218,500	249,600	274,200	319,300	364,900
	21	184,700	219,800	251,000	276,000	321,100	366,700
	22	186,200	221,300	251,900	277,700	323,100	368,700
	23	187,700	222,700	252,900	279,400	324,900	370,800
	24	189,200	224,200	254,000	281,000	326,900	372,900
	25	190,800	225,600	255,200	282,800	328,600	374,300
	26	192,100	227,000	256,400	284,500	330,500	376,100
	27	193,600	228,300	257,800	286,300	332,500	377,900
	28	195,000	229,600	259,300	287,900	334,500	379,600
	29	196,500	230,900	260,700	289,600	335,800	381,400
	30	197,700	232,300	262,300	291,400	337,600	382,900
	31	199,000	233,800	263,900	293,200	339,300	384,500
	32	200,300	235,200	265,400	295,100	341,100	386,200
	33	201,700	236,200	266,800	296,800	342,800	387,500
	34	203,100	237,500	268,500	298,500	344,600	388,800
	35	204,400	238,500	270,100	300,300	346,500	390,100
	36	205,800	239,700	271,700	302,100	348,300	391,300
	37	206,900	241,000	273,200	303,400	350,100	392,400
	38	208,200	242,300	274,700	305,100	351,800	393,600
	39	209,500	243,400	276,300	306,600	353,400	394,700
	40	210,800	244,700	277,700	308,200	355,100	395,800
	41	211,900	246,000	279,200	309,900	356,300	396,600
	42	213,100	247,000	280,800	311,600	357,400	397,400

43	214,300	248,200	282,500	313,200	358,600	398,200
44	215,500	249,300	284,200	314,900	359,800	399,000
45	216,700	250,400	285,700	315,800	361,000	399,400
46	217,800	251,700	287,400	317,200	361,800	400,000
47	218,800	253,000	289,100	318,700	363,000	400,500
48	219,900	254,200	290,700	320,300	364,100	400,900
49	220,900	255,800	291,900	321,700	365,100	401,300
50	221,900	257,200	293,500	323,000	366,100	401,600
51	222,800	258,400	294,800	324,200	367,100	401,900
52	223,800	259,600	296,400	325,500	368,100	402,200
53	224,100	260,700	297,700	326,600	368,900	402,500
54	224,900	262,000	299,200	327,600	369,700	402,800
55	225,600	263,300	300,600	328,700	370,600	403,100
56	226,400	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400
57	227,100	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700
58	228,000	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000
59	228,700	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300
60	229,400	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700
61	230,300	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900
62	231,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200
63	231,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500
64	232,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800
65	233,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000
66	234,200	275,700	314,100	336,500	377,900	
67	234,900	276,600	314,900	337,200	378,600	
68	235,600	277,700	315,700	337,900	379,200	
69	236,300	278,700	316,300	338,600	379,600	
70	236,900	279,700	317,000	339,100	380,100	
71	237,500	280,800	317,700	339,700	380,600	
72	238,000	281,900	318,300	340,300	381,100	
73	238,700	282,500	319,000	340,600	381,700	
74	239,400	283,200	319,200	341,200	382,200	
75	240,100	283,700	319,800	341,700	382,800	
76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400	
77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900	
78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400	
79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900	
80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400	
81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700	
82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200	
83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600	
84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000	
85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400	
86		289,500	325,400	346,300		
87		289,700	325,600	346,600		
88		289,900	326,000	346,900		
89		290,300	326,400	347,300		

90		290,500	326,800	347,600		
91		290,700	327,200	348,000		
92		290,900	327,600	348,300		
93		291,300	327,900	348,700		
94		291,500	328,100	349,000		
95		291,700	328,500	349,300		
96		292,000	328,800	349,600		
97		292,400	329,000	349,900		
98		292,700	329,300	350,300		
99		292,900	329,600	350,700		
100		293,200	329,900	351,100		
101		293,500	330,100	351,600		
102		293,700	330,400	352,000		
103		293,900	330,800	352,400		
104		294,200	331,000	352,800		
105		294,500	331,200	353,300		
106			331,400			
107			331,800			
108			332,000			
109			332,200			
110			332,600			
111			333,000			
112			333,400			
113			333,600			
再任用職員	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800

備考 この表は、共立蒲原総合病院組合に勤務する薬剤師、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、言語聴覚士、視能訓練士及び臨床工学技士に適用する。

別表第5

医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100	330,100
	2	166,700	194,500	242,000	263,700	288,800	332,200
	3	168,200	196,600	243,800	264,600	290,400	334,200
	4	169,600	198,600	245,600	265,700	292,200	336,400
	5	171,000	200,700	247,000	266,200	293,900	338,400
	6	172,500	203,000	248,300	267,200	295,700	340,500
	7	174,000	205,300	249,400	268,000	297,400	342,600
	8	175,500	207,500	250,700	268,900	299,100	344,700
	9	176,700	209,800	251,700	270,000	301,000	346,200
	10	178,400	211,200	252,700	270,700	302,700	348,200
	11	180,000	212,600	253,600	271,800	304,400	350,100
	12	181,500	213,800	254,500	273,000	306,100	352,100
	13	182,900	215,200	255,700	274,300	307,600	354,000
	14	184,900	216,600	256,800	275,400	309,200	356,100
	15	186,900	218,100	257,600	276,600	311,000	358,200
	16	188,900	219,300	258,600	278,000	312,800	360,200
	17	191,000	220,700	259,100	279,300	314,500	362,200
	18	193,100	222,200	260,000	280,600	316,100	364,200
	19	195,200	223,700	261,000	281,600	317,800	366,300
	20	197,300	225,200	261,800	282,800	319,500	368,400
	21	199,300	226,300	262,700	284,400	320,900	370,100
	22	201,500	228,000	263,600	286,000	322,400	372,200
	23	203,700	229,700	264,500	287,300	323,900	374,300
	24	205,900	231,400	265,500	288,600	325,400	376,300
	25	207,800	232,700	266,700	289,900	326,800	378,300
	26	209,100	234,400	267,600	291,500	328,200	379,900
	27	210,300	236,100	268,800	293,200	329,700	381,800
	28	211,600	237,800	270,000	294,700	331,300	383,700
	29	212,800	239,400	271,200	296,000	332,400	385,500
	30	213,900	240,800	272,600	297,600	333,900	387,200
	31	215,200	242,100	274,100	299,200	335,300	389,100
	32	216,400	243,200	275,400	300,900	336,800	390,900
	33	217,700	244,400	277,000	302,300	338,400	392,600
	34	219,000	245,500	278,400	303,800	339,900	394,300
	35	220,300	246,400	279,600	305,400	341,500	396,100
	36	221,600	247,500	280,800	307,000	343,000	397,800
	37	222,700	248,400	282,400	308,300	344,700	399,400
	38	224,100	249,500	283,600	309,700	346,300	401,100
	39	225,400	250,400	285,000	311,100	347,800	402,900
	40	226,800	251,500	286,200	312,700	349,400	404,700
	41	227,700	251,900	287,500	314,200	350,600	406,200
	42	229,100	252,800	289,000	315,600	352,100	407,700

43	230,500	253,700	290,500	317,000	353,600	409,200
44	231,900	254,400	292,100	318,500	355,000	410,500
45	233,100	255,200	293,400	319,300	356,600	411,600
46	234,500	256,100	294,800	320,700	357,600	412,700
47	235,800	257,000	296,300	322,100	359,100	413,800
48	237,100	258,000	297,800	323,600	360,400	415,000
49	238,100	259,000	298,900	324,700	361,800	416,300
50	239,200	260,000	300,200	326,100	363,200	417,400
51	240,200	261,200	301,400	327,400	364,500	418,600
52	241,300	262,400	302,800	328,700	365,900	419,700
53	242,200	263,500	304,200	330,100	367,400	420,900
54	243,300	264,900	305,500	331,500	368,600	421,900
55	244,200	266,200	306,900	332,900	369,700	423,000
56	245,200	267,500	308,300	334,200	370,900	424,100
57	245,900	269,000	309,100	335,100	372,000	425,200
58	246,900	270,500	310,300	336,400	372,900	425,700
59	247,600	271,900	311,500	337,600	373,900	426,300
60	248,400	273,300	312,900	338,900	374,900	426,700
61	249,200	274,700	314,000	340,000	375,500	427,300
62	250,200	276,000	315,300	340,900	376,300	427,800
63	251,000	277,400	316,600	342,100	377,100	428,200
64	252,000	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700
65	252,900	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300
66	253,700	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700
67	254,800	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000
68	255,700	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
69	256,500	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
70	257,500	287,000	324,800	350,000	382,000	
71	258,400	288,500	325,900	351,100	382,700	
72	259,400	289,900	326,800	352,200	383,300	
73	260,800	290,900	328,100	353,000	384,000	
74	262,100	292,300	328,800	354,100	384,500	
75	263,200	293,500	329,900	355,200	385,100	
76	264,300	294,800	331,100	356,300	385,600	
77	265,300	296,200	332,200	357,000	386,000	
78	266,300	297,500	333,400	357,800	386,600	
79	267,500	298,700	334,500	358,600	387,100	
80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400	
81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700	
82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200	
83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600	
84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900	
85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200	
86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700	
87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200	
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600	
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900	

90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300	
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800	
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200	
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600	
94	281,900	315,000	348,400	366,400		
95	282,800	315,700	349,100	366,800		
96	283,800	316,300	349,700	367,100		
97	284,400	317,000	350,100	367,700		
98	285,200	317,300	350,500	368,200		
99	285,800	317,900	351,000	368,700		
100	286,700	318,600	351,400	369,200		
101	287,500	319,000	351,900	369,800		
102	288,300	319,600	352,300	370,300		
103	289,100	320,200	352,800	370,800		
104	289,900	320,800	353,200	371,200		
105	290,600	321,200	353,500	371,800		
106	291,100	321,700	354,000	372,300		
107	291,600	322,200	354,400	372,800		
108	292,100	322,700	354,700	373,300		
109	292,300	323,100	355,200	373,900		
110	292,600	323,500	355,700	374,300		
111	292,800	323,800	356,200	374,800		
112	293,200	324,100	356,700	375,300		
113	293,500	324,500	357,200	375,900		
114	293,700	324,900	357,700			
115	294,100	325,300	358,200			
116	294,400	325,600	358,600			
117	294,700	325,800	359,000			
118	295,000	326,100	359,400			
119	295,300	326,500	359,900			
120	295,700	326,700	360,400			
121	296,000	326,900	360,800			
122	296,400	327,200	361,300			
123	296,700	327,500	361,800			
124	297,100	327,800	362,300			
125	297,300	328,000	362,600			
126	297,500	328,300				
127	297,800	328,700				
128	298,200	328,900				
129	298,400	329,100				
130	298,700	329,300				
131	299,100	329,700				
132	299,500	329,900				
133	299,700	330,200				
134	300,000	330,600				
135	300,400	331,000				
136	300,700	331,400				

137	300,900	331,700				
138	301,200	332,100				
139	301,600	332,500				
140	301,900	332,900				
141	302,100	333,200				
142	302,500	333,600				
143	302,900	333,900				
144	303,200	334,300				
145	303,400	334,600				
146	303,600	335,000				
147	303,900	335,400				
148	304,300	335,800				
149	304,500	336,100				
150	304,700	336,500				
151	305,000	336,900				
152	305,300	337,300				
153	305,700	337,600				
154	305,900					
155	306,100					
156	306,400					
157	306,700					
158	307,000					
159	307,300					
160	307,600					
161	308,000					
162	308,300					
163	308,600					
164	308,900					
165	309,300					
166	309,600					
167	309,900					
168	310,200					
169	310,600					
再任用職員	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

備考 この表は、共立蒲原総合病院組合に勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師に適用する。

別表第6（第3条関係）

(1) 行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	職務の内容
1級	1 主事又は技師（以下「主事等」という。）の職務 2 介護員又は医療補助員（以下「介護員等」という。）の職務
2級	1 相当の経験を有する主事等の職務 2 相当の経験を有する介護員等の職務
3級	1 主査の職務 2 副主任の職務
4級	主幹又は専門員の職務
5級	参事補の職務
6級	事務長、事務次長、課長、参事又は規則で定める室長の職務

(2) 医療職給料表(1)等級別基準職務表

職務の級	職務の内容
1級	医員の職務
2級	医長又は施設長の職務
3級	センター長、部長、科長又は施設長の職務
4級	副院長、診療参事又は施設長の職務
5級	院長の職務

(3) 医療職給料表(2)等級別基準職務表

職務の級	職務の内容
1級	診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、言語聴覚士、視能訓練士、管理栄養士又は臨床工学技士（以下「診療放射線技師等」という。）の職務
2級	薬剤師又は相当の経験を有する診療放射線技師等の職務
3級	相当の経験を有する薬剤師又は相当の知識及び経験を有する診療放射線技師等の職務
4級	副主任又は専門員の職務
5級	副薬局長、副技師長又は主任の職務
6級	診療技術部長、薬局長、技師長又は規則で定める技監の職務

(4) 医療職給料表(3)等級別基準職務表

職務の級	職務の内容
1級	准看護師の職務
2級	看護師又は相当の経験を有する准看護師の職務
3級	保健師、助産師、相当の経験を有する看護師又は相当の知識及び経験を有する准看護師の職務
4級	副主任又は専門員の職務
5級	副看護部長、看護師長、主任、介護長、副介護長又は規則で定める室長の職務
6級	副院長又は看護部長の職務